

担当部署: 産業課

処分の概要	土地への立入等の許可
法 令 名根 拠条項	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 第25条第2項
法令番号	昭和41年法律第126号

【基準】

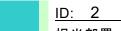
法第25条第1項から第3項までの規定による。

(測量、実地調査及び簿書の閲覧等)

- 第25条 都道府県又は市町村の職員は第2章の規定による入会林野整備又は前章の規定による旧慣使用林野整備に関し、当該入会林野整備を行なおうとする入会権者は当該入会林野整備に関し、土地又は土地に定着する物件の測量又は実地調査をするため必要があるときは、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。
- 2 前項の入会権者が同項の行為をするには、あらかじめ、当該土地の所在地を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。
- 3 市町村長は、前項の許可の申請があつたときは、当該土地の占有者及び立木竹の所有者に その旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

標準処理期間 30日

備考



処分の概要 海岸保全区域の占用の許可

法 令 名 根拠条項

海岸法 第7条第1項

法 令 番 号 昭和31年法律第101号

【基準】

法第7条の規定による。

(海岸保全区域の占用)

- 第7条 海岸管理者以外の者が海岸保全区域(公共海岸の土地に限る。)内において、海岸保全 施設以外の施設又は工作物(以下次条、第9条及び第12条において「他の施設等」という。) を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海 岸管理者の許可を受けなければならない。
- 2 海岸管理者は、前項の規定による許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項 が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはなら ない。

行政手続法に伴う海岸法における処分の審査基準等の策定について(平成6年9月29日六構 改D第551号、六水港第3274号、港海第770号、建設省河政発第55号)及び海岸法の施行につい て(昭和31年11月10日 32農地第4822号・建発河第107号・港管第2739号都道府県知事等あて 建設・運輸・農林事務次官通知)による。

第4 海岸保全区域の占用及び海岸保全区域における行為の制限

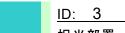
- 1 法第7条第1項の規定による占用の許可は、国有財産法上の公共用財産たる国有海浜地につ いて行うものであるので、その許可に際しては、当該公共用財産たる土地の公共的性格に十 分留意の上、その用途又は目的を妨げない限度において、かつ、海岸の保全に著しい支障を 及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可をするよう、その運営の適切を期せられ たいこと。
- 2 海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて占用することとは、一定の区画の土地を排他 的独占的に継続して使用することであり、耕作の用に供する場合、材料置場とする場合等も 含まれるものであること。なお、漁具、漁獲物の乾場、船揚場、穀物乾場、牛馬のけい留の ための施設等簡易軽微なものについては許可を要しないものとすること。
- 3 占用の許可の際には、規則第3条に規定する申請書の記載事項に関する条件のほか、占用に 伴う第三者との関係に関する条件、附帯工事に要する費用に関する条件、原状回復に関する 条件、許可の効力が失効する場合の条件等、個々具体的な場合において種々の条件を附する ことにより占用が海岸の保全に支障を与えないよう措置すること。なお、右の条件を附する に当つては、占用の許可を受けた者の権利を不当に制限するような義務を課することのな いよう十分配慮され遺憾のないように期せられたいこと。

標準処理期間

おおむね3週間(通知による目安)

木曽岬町 法適用申請に対する処分個票

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	 月	月	



 処分の概要
 海岸保全区域内の行為の許可

 法 令 名 根 拠 条 項
 海岸法 第8条第1項

 法 令 番 号
 昭和31年法律第101号

【基準】

法第8条の規定による。

(海岸保全区域における行為の制限)

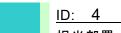
- 第8条 海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めると ころにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為につい ては、この限りでない。
 - (1) 土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること。
 - (2) 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。
 - (3) 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。
- 2 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

行政手続法に伴う海岸法における処分の審査基準等の策定について(平成6年9月29日六構改D第551号、六水港第3274号、港海第770号、建設省河政発第55号)及び海岸法の施行について(昭和31年11月10日 32農地第4822号・建発河第107号・港管第2739号都道府県知事等あて建設・運輸・農林事務次官通知)による。

- 4 海岸保全区域における制限行為は、法第8条第1項各号に掲げるとおりであるが、これらに 該当する行為のうち、令第3条に掲げるものは許可を要しないのであるから次の要領に従つ て措置されたいこと。
 - (1) 他の法律の許可等を受けた行為は、許可等の内容となつている行為のみに限られ、許可等を受けた行為に関連する他の行為又は許可等を受けた行為をするための他の行為を含まないものであること。従つて、例えば、公有水面埋立の場合、当該埋立という行為そのものはこれに該当するが、埋立をするための土石の掘採は含まないものであること。
 - (2) 令第3条第9号、第12号及び第13号の規定により指定する深さ及び載荷重は、関係行政機関の意見を聞いた上、海岸の保全に支障のないと認められるものを定めるものとし、不当に国民の権利を制限しないよう考慮するものとすること。

標準処理期間 おおむね3週間(通知による目安)

備考



処分の概要海岸管理者以外の者が施行する工事の承認法 令 名 根拠条項海岸法 第13条第1項法 令 番 号昭和31年法律第101号

【基準】

法第13条の規定による。

(海岸管理者以外の者の施行する工事)

- 第13条 海岸管理者以外の者が海岸保全施設に関する工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者の承認を受けなければならない。ただし、第6条第1項の規定による場合は、この限りでない。
- 2 第10条第2項に規定する者は、前項本文の規定にかかわらず、海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者に協議することをもつて足りる。

行政手続法に伴う海岸法における処分の審査基準等の策定について(平成6年9月29日六構改D第551号、六水港第3274号、港海第770号、建設省河政発第55号)及び海岸法の施行について(昭和31年11月10日 32農地第4822号・建発河第107号・港管第2739号都道府県知事等あて建設・運輸・農林事務次官通知)による。

第6 海岸保全施設の保全

- (1) 法第13条の規定に基き、海岸管理者以外の者が施行する海岸保全施設に関する工事の 設計及び実施計画について、承認し、又は協議しようとするときは、法第14条に規定する 築造の基準に基いて行うこと。なお、当該海岸保全施設が土地改良事業その他他の法律に 基く事業に係るものであるときは、当該事業を考慮して行うこと。
- (2) 公衆電気通信法第101条第1項に規定する保護区域内において、海岸管理者又は主務大臣が海岸保全施設に関する工事を施行する場合及び法第13条第1項及び第2項の規定により海岸管理者以外の者が当該保護区域内において施行する工事に関し承認を与え又は協議に応じようとする場合には、水底線路の保護について必要な配慮をするものとすること。

標準処理期間 おおむね1箇月(通知による目安)

備考



処分の概要	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第20条
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第20条の規定による。

(河川管理者以外の者の施行する工事等)

第20条 河川管理者以外の者は、第11条、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第17条第1項及び第18条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。

政令第12条

(河川管理者以外の者の施行する工事等で承認を要しないもの)

第12条 法第20条ただし書の政令で定める軽易なものは、草刈り、軽易な障害物の処分その他 これらに類する小規模な維持とする。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

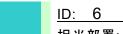
- 1 第20条(河川管理者以外の者の施行する工事等の承認)
 - (1)審査基準

河川工事等の承認を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で 承認することができる。

- ア 工事実施基本計画に基づき実施される改良工事に関する具体的な計画が策定されている場合には、当該計画に反しないこと。
- イ 河川工事が上下流及び左右岸の改修状況と比較して不調和でないこと。
- ウ 周辺の河川管理施設等への支障を及ぼさないものであること。

標準処理期間	10日(通知による。)
備考	

設 定 年 月 日	最終変更年月日	年	月	日	
------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要 流水占用の許可
 法 令 名 初期法 第100条において準用する第23条
 法 令 番 号 昭和39年法律第167号

【基準】

法第23条の規定による。

(流水の占用の許可)

第23条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、次条に規定する発電のために河川の流水を占用しようとする場合は、この限りでない。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

2 第23条(流水の占用の許可)

(1)審査基準

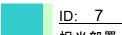
河川の流水の占用並びにこれに関する第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項 等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可するこ とができる。

- ア 水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共 の福祉の増進に資するものであること。
- イ 申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の事業を遂行する ための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。
- ウ 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与 えることなく安定的に水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。
- エ 流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が第26条第1項(工作物の新築等の許可)の審査基準を満たしているなど、水利使用により治水その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。
- オ 新規の場合は、新たな水源措置が講じられていること(慣行水利権を法定化する場合 及び取水量と同量を河川に放流する場合を除く。)

標準処理期間

新規16日(県土整備事務所経由日数9日)更新13日(県土整備事務所経由日数6日)(通知による。)

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	土地占用の許可
法 令 名根 拠条項	河川法 第100条において準用する第24条
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第24条の規定による。

(土地の占用の許可)

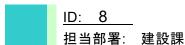
第24条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

- 3 第24条(土地の占用の許可)
 - (1)審査基準

河川区域における土地の占用の許可を行うに当たっては 「河川敷地占用許可準則 (平成17年3月28日付け国土交通事務次官通達)を基準として審査した上で」許可することができる。

設 定 年 月 日	最終変更年月日	年	月	日	
------------------	---------	---	---	---	--



十石等の採取の許可

処分の概要

法 令 名 根拠条項

河川法 第100条において準用する第25条

法 令 番 号 昭和39年法律第167号

【基準】

法第25条の規定による。

(十石等の採取の許可)

第25条 河川区域内の土地において土石(砂を含む。以下同じ。)を採取しようとする者は、国 土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内 の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、 同様とする。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月 30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

- 4 第25条(土石等の採取の許可)
 - (1)審査基準

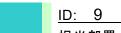
河川区域における土石等の採取の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかど うかを審査した上で許可することができる。

- ア 河川管理施設若しくは許可工作物を損傷し、又は河川の流水に著しい汚濁を生じさ せるなど、河川管理上著しい障害が生じるものではないこと。
- イ 申請者の事業計画が妥当であるとともに、土石等の採取を行うことについての関係 法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が 確保されていること。
- ウ 砂利等の採取については 「砂利等採取許可準則」 (昭和41年6月1日付け建設事務 次官通達)を基準とすること。
- エ 竹木、あし、かや、埋もれ木、笹、じゅん菜、芝草、その他の産出物については、そ の採取に係る地域の慣行や、慣行に基づく権利性の度合いを考慮すること。

標準処理期間 10日(通知による。)

備考

設定年月日 令和3年4月1日 最終変更年月日 年



処分の概要	工作物の新築等の許可
法 令 名根 拠条項	河川法 第100条において準用する第26条第1項
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第26条第1項の規定による。

(工作物の新築等の許可)

第26条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

- 5 第26条第1項(工作物の新築等の許可)
 - (1)審査基準

河川区域における工作物の新築等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。

ア 治水上及び利水上の支障を生じるおそれがないこと。

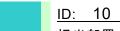
この場合において、治水上及び利水上の支障の有無を検討するに当たっては、それぞれ次に定める基準により、水位、流量、地形・地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重などから総合的に検討すること。

- (ア)工作物の一般的な技術基準「河川管理施設等構造令」(平成12年6月7日政令第312 号)
- (イ)工作物の設置基準「工作物設置許可基準」(平成10年6月19日付け建設省河川局治水課長通達)
- イ 社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。
- ウ 河川の利用の実態からみて、工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著 しく阻害しないこと。
- エ 工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

標準処理期間

10日(法第24条の許可を伴う場合は18日)(通知による。)

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	目	
-------	----------	---------	---	---	---	--



処分の概要	土地の掘削等の許可
法 令 名根 拠条項	河川法 第100条において準用する第27条第1項
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第27条第1項の規定による。

(土地の掘削等の許可)

第27条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前条第1項の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

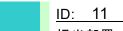
- 6 第27条第1項(土地の掘削等の許可)
 - (1)審査基準

河川区域における土地の掘削等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかど うかを審査した上で許可することができる。

- ア 掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷するおそれや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。
- イ 土地の掘削等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申 請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されてい ること。

標準処理期間 10日(法第24条の許可を伴う場合は18日)(通知による。)

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	 月	日	
-------	----------	---------	---	-------	---	--



処分の概要	竹木の流送の許可等
法 令 名根 拠条項	河川法 第100条において準用する第28条
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第28条の規定による。

(竹木の流送等の禁止、制限又は許可)

第28条 河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航については、一級河川にあつては政令で、二級河川にあつては都道府県の条例で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

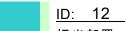
河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

- 7 第28条(竹木の流送等の禁止、制限又は許可)
 - (1)審査基準

竹木の流送等の許可を行うに当たっては、地形、河川管理施設又は河川区域内に設置されている工作物の状況、河川の自由使用の状況等を勘案して、河川管理上の支障の有無について審査を行い、支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

標準処理期間	未設定(通知による。)

設 定 年 月 日	最終変更年月日 年 月 日	
------------------	---------------	--



処分の概要	河川管理上支障のある行為の許可等
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第29条第1項
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第29条第1項の規定による。

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可) 第29条 第23条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅 員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

- 8 第29条第1項(河川管理上支障のある行為の許可)
 - (1)審査基準

第29条第1項の規定に基づく河川法施行令(昭和40年政令第14号)第16条の8第1項の河川 の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を行うに当たっては、 以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。

- ア 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他河川の流水を汚濁するおそれのある ものが付着した物件を洗浄する場合
 - (ア)人体や生物に有害でないこと。
 - (イ)流水を著しく汚濁するおそれがないこと。
- イ 河川区域内の土地において、土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合 (ア)相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものではないこと。
 - (イ)河川区域内に、河川工事又は他の行為によってやむを得ず一時的に残土、土石、竹木その他の物件を仮置きする場合は、出水時への対応措置が講じられていること。

標準処理期間	未設定(通知による。)
備考	

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	河川管理上支障のある行為の許可等(2級河川)
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第29条第2項
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第29条第2項の規定による。

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可) 第29条

2 2級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

- 8 第29条第1項(河川管理上支障のある行為の許可)
 - (1)審査基準

第29条第1項の規定に基づく河川法施行令(昭和40年政令第14号)第16条の8第1項の河川 の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を行うに当たっては、 以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。

- ア 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他河川の流水を汚濁するおそれのある ものが付着した物件を洗浄する場合
 - (ア)人体や生物に有害でないこと。
 - (イ)流水を著しく汚濁するおそれがないこと。
- イ 河川区域内の土地において、土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合 (ア)相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものではないこと。
 - (イ)河川区域内に、河川工事又は他の行為によってやむを得ず一時的に残土、土石、竹木その他の物件を仮置きする場合は、出水時への対応措置が講じられていること。

標準処理期間	未設定(通知による。)
備叏	

設 定 年 月 日	最終変更年月日 年 月 日	
------------------	---------------	--



処分の概要	許可工作物の完成検査
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第30条第1項
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第30条第1項の規定による。

(許可工作物の使用制限)

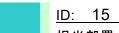
第30条 第26条第1項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

- 9 第30条第1項(許可工作物の完成検査)
 - (1)審査基準

完成検査を行うに当たっては、完成検査を受けようとする施設が、その設置された位置、 構造、規模、その他の第26条第1項の許可の内容又は当該許可に付された条件に適合してい るかどうかを確認し、それらに適合している場合について合格させる。なお、第44条第1項 のダムについては 「ダム検査規程 (昭和43年建設省訓令第2号)を標準とすること。

標準処理期間	未設定(通知による。)



処分の概要	許可工作物の完成前の使用の承認	
法 令 名根 拠条項	河川法 第100条において準用する第30条第2項	
法令番号	昭和39年法律第167号	

【基準】

法第30条第2項の規定による。

(許可工作物の使用制限)

第30条

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

10 第30条第2項(完成前の許可工作物の一部使用の承認)

(1)審査基準

完成前の許可工作物の一部使用を承認するに当たっては、工作物の一部を使用することによってもその機能を発揮することが可能である場合において、その設置について工期が長いことにより全体の工事が完成するまで相当の年月を要し、かつ完成前の一部使用に対する社会的要請が強い場合、又は工事の施行方法からみてやむを得ないものである場合に、以下に掲げる要件に該当するものについて承認することができる。

ア 使用をしようとする部分について、第30条第1項の完成検査の例により検査を受け、 検査に合格したものであること。

イ 一部使用することによる河川管理上の支障が生じないよう必要な措置が講じられて いること。

ウ 一部使用しようとする目的が、工作物全体について受けた許可の目的に反しないこ と。

標準処理期間 未設定(通知による。)

設 定 年 月 日	最終変更年月日	年	月	日	
------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	権利譲渡の承認
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第34条第1項
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第34条第1項の規定による。

(権利の譲渡)

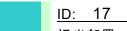
- 第34条 第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。
- 2 前項に規定する許可又は登録に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可又は登録に基づく地位を承継する。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

- 11 第34条第1項(権利の譲渡の承認)
 - (1)審査基準

第23条から第25条までの規定による許可に基づく権利の譲渡を承認するに当たっては、 必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当する場合に承認すること ができる。

- ア 譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されていること。
- イ 申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。



 処分の概要 損失補償前の流水の貯留又は取水の決定
 法 令 名 根 拠 条 項
 河川法 第100条において準用する第43条第1項
 法 令 番 号 昭和39年法律第167号

【基準】

法第43条第1項の規定による。

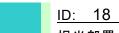
(流水の貯留又は取水の制限)

第43条 水利使用の許可を受けた者は、第39条の申出をした関係河川使用者に係る前条第1項 の協議又は同条第2項の裁定に係る損失を補償した後(損失の補償が損失防止施設の設置に 係るものであるときは、当該施設を設置し、かつ、河川管理者の確認を得た後)でなければ、流水を貯留し、又は取水してはならない。ただし、第39条の申出をした関係河川使用者の受ける損失であつて河川管理者が当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後で なければその程度を確定することができない旨の決定をし、若しくは当該水利使用の許可 に係る工作物が完成しなければ当該損失防止施設を設置することができないことその他当 該損失防止施設の種類、構造等について特別の事情があることにより、損失防止施設の設置 の時期について当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でよい旨の決定を したもの又は当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水につき同意をした関係河川使用者の受ける損失については、この限りでない。

標準処理期間

30日

備考



処分の概要	ダム操作規程の承認
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第47条第1項
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第47条第1項及び第2項の規定による。

(ダムの操作規程)

第47条 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、 あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、 河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 河川管理者は、ダムで政令で定めるものについて前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

標準処理期間 30 日

備考



処分の概要	渇水時における水利使用の特例の承認	
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第53条の2第1項	
法令番号	昭和39年法律第167号	

【基準】

法第53条の2第1項の規定による。

(渇水時における水利使用の特例)

第53条の2 水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となつた他の水利使用者に対して、当該異常な渇水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第23条及び第24条の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることができる。

河川法の一部を改正する法律等の運用について

(平成10年1月23日建設省河政発第5号・建設省河計発第3号・建設省河環発第4号・建設省河 治発第2号・建設省河開発第5号)による。

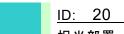
2) 水利使用の特例の承認について

河川管理者は、次の各号に掲げる事項が満たされる場合には、直ちに法第53条の2第1項の承認を行うこと。

- イ 水利使用の特例を受けようとする水利使用者が申請に係る水利使用の特例に同意していること。
- ロ 水利使用の特例の期間が異常渇水時に限ったものであること。
- ハ 水利使用の特例に係る水量、取水方法等が、水利使用の特例を行わせようとする水利 使用者が受けた法第23条及び第24条の許可に基づく水利使用の範囲内であること。
- 二 水利使用の特例に係る水量が、水利使用の特例を受けようとする水利使用者が取水 を困難としている量の範囲内であること。

標準処理期間 審査基準を満たしている場合には直ちに承認(通知による。)

設 定 年 月 日	最終変更年月日 年 月	日
------------------	--------------------	---



処分の概要	河川保全区域内の行為の許可
法 令 名根 拠条項	河川法 第100条において準用する第55条第1項
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第55条第1項の規定による。

(河川保全区域における行為の制限)

- 第55条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通 省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定 める行為については、この限りでない。
 - (1) 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
 - (2) 工作物の新築又は改築

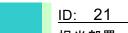
河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

- 12 第55条第1項(河川保全区域における行為の許可)
 - (1)審査基準

河川保全区域における許可を行うに当たっては、河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

標準処理期間	10日(通知による。)

設 定 年 月 日	最終変更年月日 年 月 日	
------------------	---------------	--



処分の概要	J川予定地内の行為の許可	
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第57条第1項	
法令番号	昭和39年法律第167号	

【基準】

法第57条第1項の規定による。

(河川予定地における行為の制限)

- 第57条 河川予定地において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める 行為については、この限りでない。
 - (1) 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
 - (2) 工作物の新築又は改築

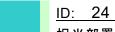
河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

- 13 第57条第1項(河川予定地における行為の許可)
 - (1)審査基準

河川予定地における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について 審査を行い、河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

標準処理期間	10日(通知による。)
備考	

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月 E]



担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	小学校又は中学校の変更
法 令 名根 拠条項	学校教育法施行令 第8条
法令番号	昭和28年政令第340号

【基準】

政令第8条の規定による。

第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項(第6条において準用する場合を含む。)の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

標準処理期間 30日

備考



担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	区域外就学等
法 令 名根 拠条項	学校教育法施行令 第9条
法令番号	昭和28年政令第340号

【基準】

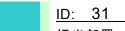
政令第9条第1項の規定による。

(区域外就学等)

- 第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校(併設型中学校を除く。)又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。
- 2 市町村の教育委員会は、前項の承諾(当該市町村の設置する小学校、中学校(併設型中学校 を除く。)又は義務教育学校への就学に係るものに限る。)を与えようとする場合には、あら かじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

標準処理期間 30日

備考



担当部署: 産業課

処分の概要特定漁港漁場整備事業の施行のため他人の土地等への立入り又は使用の許可法 令 名 根拠条項漁港漁場整備法 第24条第1項法 令 番 号昭和25年法律第137号

【基準】

法第24条第1項及び漁港漁場整備法施行規則第6条の2の規定による。

(土地、水面等の使用)

第24条 特定漁港漁場整備事業の施行者は、特定漁港漁場整備事業の施行のために必要がある場合には、5日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用することができる。この場合において、水産業協同組合の施行に係るときには、立ち入り、若しくは使用すべき土地若しくは水面の区域又は使用の期間を定めて、あらかじめ、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

漁港漁場整備法施行規則第6条の2

(他人の土地又は水面への立入り等の許可申請)

第6条の2 法第24条第1項後段の規定に基づき他人の土地又は水面への立入り等の許可を受けようとする場合には、立入り等の目的、場所及び期間を記載した申請書を都道府県知事(漁港漁場整備法施行令(以下「令」という。)第28条第1項の規定により市町村長が当該許可を行う場合にあつては、市町村長)に提出しなければならない。

標準処理期間 30日

備考



担当部署: 住民課

処分の概要	事業の転換に関する計画の認定
法 令 名根 拠条項	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法 第7 条第1項
法令番号	昭和50年法律第31号

【基準】

法第7条の規定による。

(事業の転換に関する計画の認定)

- 第7条 一般廃棄物処理業等を行う者であつて、合理化事業計画の定めるところにより事業の 転換を行おうとするものは、その事業の転換に関する計画を市町村長に提出して、その計画 が適当である旨の認定を受けることができる。
- 2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、環境省令で 定める。

省令第5条第1項及び第2項の規定

(転換計画の認定等)

- 第5条 法第7条第1項の事業の転換に関する計画(以下「転換計画」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 事業の転換の内容
 - (2) 事業の転換の実施時期
 - (3) 事業の転換に伴う設備その他の物件の設置、譲渡、廃棄等に関する事項
 - (4) 事業の転換を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
 - (5) その他事業の転換に関し重要な事項
- 2 市町村長は、法第7条第1項の認定の申請があつた場合において、その転換計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。
 - (1) 法第3条第1項の承認に係る合理化事業計画(法第4条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後の合理化事業計画)に適合するものであること。
 - (2) 転換後の事業の経営が適切に行われる見通しがあること。
 - (3) 前項第2号から第5号までに掲げる事項が当該事業の転換を円滑に行うために適切なものであること。

省令第6条の規定

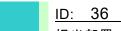
(転換計画の認定の申請)

- 第6条 法第7条第1項の規定により転換計画の認定を受けようとする一般廃棄物処理業等を 行う者(以下「事業者」という。)は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市町村長に 提出しなければならない。
 - (1) 当該事業者(法人である場合に限る。)の定款
 - (2) 当該事業者の最近3期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに最終の財産 目録(これらの書類がない場合にあつては、最近2年間の営業状況及び事業用資産の概要 を記載した書類)

標準処理期間

木曽岬町 法適用申請に対する処分個票

備考						
		I	1			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日		年	月	日



担当部署: 住民課

処分の概要	事業転換計画の変更の認定
	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規 則 第5条第3項
法令番号	昭和50年厚生省令第37号

【基準】

法第7条第1項の「事業の転換に関する計画の認定」に準ずる。

法第7条の規定による。

(事業の転換に関する計画の認定)

- 第7条 一般廃棄物処理業等を行う者であつて、合理化事業計画の定めるところにより事業の 転換を行おうとするものは、その事業の転換に関する計画を市町村長に提出して、その計画 が適当である旨の認定を受けることができる。
- 2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、環境省令で定める。

省令第5条第1項及び第2項の規定

(転換計画の認定等)

- 第5条 法第7条第1項の事業の転換に関する計画(以下「転換計画」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 事業の転換の内容
 - (2) 事業の転換の実施時期
 - (3) 事業の転換に伴う設備その他の物件の設置、譲渡、廃棄等に関する事項
 - (4) 事業の転換を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
 - (5) その他事業の転換に関し重要な事項
- 2 市町村長は、法第7条第1項の認定の申請があつた場合において、その転換計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。
 - (1) 法第3条第1項の承認に係る合理化事業計画(法第4条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後の合理化事業計画)に適合するものであること。
 - (2) 転換後の事業の経営が適切に行われる見通しがあること。
 - (3) 前項第2号から第5号までに掲げる事項が当該事業の転換を円滑に行うために適切なものであること。

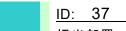
省令第6条の規定

(転換計画の認定の申請)

- 第6条 法第7条第1項の規定により転換計画の認定を受けようとする一般廃棄物処理業等を 行う者(以下「事業者」という。)は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市町村長に 提出しなければならない。
 - (1) 当該事業者(法人である場合に限る。)の定款
 - (2) 当該事業者の最近3期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに最終の財産 目録(これらの書類がない場合にあつては、最近2年間の営業状況及び事業用資産の概要 を記載した書類)

木曽岬町 法適用申請に対する処分個票

標準処理期間	30日				
備考					
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	日



処分の概要	排水設備設置義務の免除に係る許可
法 令 名 根 拠 条 項	下水道法 第10条第1項ただし書
法令番号	昭和33年法律第79号

【基準】

法第10条第1項ただし書の規定による。

(排水設備の設置等)

- 第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。
 - (1) 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者
 - (2) 建築物の敷地でない土地(次号に規定する土地を除く。)にあつては、当該土地の所有者
 - (3) 道路(道路法(昭和27年法律第180号)による道路をいう。)その他の公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

標準処理期間 30 日



処分の概要	公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認
法令名根拠条項	下水道法 第16条
法令番号	昭和33年法律第79号

【基準】

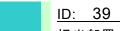
法第16条の規定による。

(公共下水道管理者以外の者の行う工事等)

第16条 公共下水道管理者以外の者は、前2条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の 承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことが できる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受 けることを要しない。

標準処理期間 30日

備考



処分の概要	公共下水道の排水施設への物件設置の許可
法 令 名 根 拠 条 項	下水道法 第24条第1項
法令番号	昭和33年法律第79号

【基準】

法第24条第1項及び第2項の規定による。

(行為の制限等)

- 第24条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。
 - (1) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。)。
 - (2) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。
 - (3) 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること(第 10条第1項の規定により排水設備を設ける場合を除く。)。
- 2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。

標準処理期間 30 日

│ 設 定 年 月 日 │



処分の概要	流域下水道管理者以外の者の工事・維持の承認
法 令 名 根 拠 条 項	下水道法 第25条の18第1項
法令番号	昭和33年法律第79号

【基準】

法第25条の18第1項において準用する法第16条の規定による。

(公共下水道管理者以外の者の行う工事等)

第16条 公共下水道管理者以外の者は、前2条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の 承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことが できる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受 けることを要しない。

標準処理期間 30日

備考



処分の概要	雨水流域下水道管理者以外の者の工事・維持の承認
法 令 名 根 拠 条 項	下水道法 第25条の18第2項
法令番号	昭和33年法律第79号

【基準】

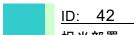
法第25条の18第2項において準用する法第16条の規定による。

(公共下水道管理者以外の者の行う工事等)

第16条 公共下水道管理者以外の者は、前2条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の 承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことが できる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受 けることを要しない。

標準処理期間 30日

備考



処分の概要	都市下水路への物件設置の許可
法 令 名 根 拠 条 項	下水道法 第29条第1項
法令番号	昭和33年法律第79号

【基準】

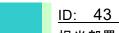
法第29条第1項及び第2項の規定による。

(行為の制限等)

- 第29条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、都市下水路管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。
 - (1) 都市下水路に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること。
 - (2) 都市下水路の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。
- 2 都市下水路管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。

標準処理期間 30 日

備考



処分の概要	都市下水路管理者以外の者の工事・維持の承認
法 令 名 根 拠 条 項	下水道法 第31条
法令番号	昭和33年法律第79号

【基準】

法第31条の規定において準用する法第16条の規定による。

(公共下水道管理者以外の者の行う工事等)

第16条 公共下水道管理者以外の者は、前2条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の 承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことが できる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受 けることを要しない。

標準処理期間 30日

備考

 処分の概要 被保険者証の交付
 法 令 名 根 拠 条 項
 国民健康保険法 第9条第2項
 法 令 番 号 昭和33年法律第192号

【基準】

法第5条から第7条までの規定による。

(被保険者)

第5条 都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とと もに行う国民健康保険の被保険者とする。

(適用除外)

- 第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険(以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。)の被保険者としない。
 - (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の 規定による日雇特例被保険者を除く。
 - (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者
 - (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員
 - (4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度 の加入者
 - (5) 健康保険法の規定による被扶養者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被 保険者の同法の規定による被扶養者を除く。
 - (6) 船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。)又は地 方公務員等共済組合法の規定による被扶養者
 - (7) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。
 - (8) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による被保険者
 - (9) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者
 - (10) 国民健康保険組合の被保険者
 - (11) その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの (資格取得の時期)
- 第7条 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有するに至った日又は前条各号のいずれにも該当しなくなった日から、その資格を取得する。

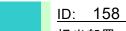
標準処理期間

3日

備考

木曽岬町 法適用申請に対する処分個票

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	 月	月	



処分の概要 療養費の支給
 法 令 名 根拠条項
 国民健康保険法 第54条第1項
 法 令 番 号 昭和33年法律第192号

【基準】

法第54条第1項の規定による。

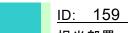
(療養費)

第54条 市町村及び組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項及び次項において「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、市町村又は組合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

標準処理期間

90日

備考



処分の概要	特別療養費の支給
法 令 名根 拠条項	国民健康保険法 第54条の3第1項
法令番号	昭和33年法律第192号

【基準】

法第54条の3第1項の規定による。

(特別療養費)

第54条の3 市町村及び組合は、世帯主又は組合員がその世帯に属する被保険者に係る被保険 者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定 訪問看護事業者について療養を受けたときは、当該世帯主又は組合員に対し、その療養に要 した費用について、特別療養費を支給する。

標準処理期間 90日

備考

処分の概要	移送費の支給
法 令 名根 拠条項	国民健康保険法 第54条の4第1項
法令番号	昭和33年法律第192号

【基準】

法第54条の4の規定による。

(移送費)

- 第54条の4 市町村及び組合は、被保険者が療養の給付(保険外併用療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む。)を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を支給する。
- 2 前項の移送費は、厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。

省令第27条の10及び第27条の11の規定による。

(移送費の支給要件)

- 第27条の10 市町村及び組合は、次の各号のいずれにも該当すると認める場合に移送費を支 給する。
 - (1) 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。
 - (2) 移送の原因である疾病又は負傷により移動をすることが著しく困難であつたこと。
 - (3) 緊急その他やむを得なかつたこと。

(移送費の支給申請)

- 第27条の11 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第54条の4の規定により移送費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した移送費支給申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。
 - (1) 移送を受けた被保険者の氏名、性別、生年月日及び個人番号
 - (2) 傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日
 - (3) 移送経路、移送方法及び移送年月日
 - (4) 付添いがあつたときは、その付添人の氏名及び住所
 - (5) 移送に要した費用の額
 - (6) 被保険者記号・番号
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した医師又は歯科医師の意見書及び同項第5号の事実を証する書類を添付しなければならない。
 - (1) 移送を必要と認めた理由(付添いがあつたときは、併せてその付添いを必要と認めた理由)
 - (2) 移送経路、移送方法及び移送年月日
- 3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師の診断年月日及び氏名を記載しなければならない。

健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う国民健康保険関係法令の改正及び施行

上の留意事項	[について(平成6.9.9保険発第1	14号)参照			
標準処理期間	90日				
備考			 		
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	特別療養給付の支給
法 令 名根 拠条項	国民健康保険法 第55条第1項
法令番号	昭和33年法律第192号

【基準】

法第55条の規定による。

(被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となつた場合)

- 第55条 被保険者が第6条第7号に該当するに至つたためその資格を喪失した場合において、 その資格を喪失した際現に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に 係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に 係る療養又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による居宅介護サービス費に係る指 定居宅サービス(同法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)(療養に相当する ものに限る。)、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス(同法第8条第1項に規定する居 宅サービスをいう。) 若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相 当するものに限る。)、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス(同法第42 条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、 特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス(同法第8条第14項に規定する地 域密着型サービスをいう。) 若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療 養に相当するものに限る。)、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第48条第 1項に規定する指定施設サービス等をいう。)(療養に相当するものに限る。)、特例施設介護 サービス費に係る施設サービス(同法第8条第26項に規定する施設サービスをいう。)(療養 に相当するものに限る。)、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同法第53条第 1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)若しくは特例 介護予防サービス費に係る介護予防サービス(同法第8条の2第1項に規定する介護予防サー ビスをいう。) 若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当する ものに限る。)を受けていたときは、その者は、当該疾病又は負傷及びこれによつて発した 疾病について当該市町村又は組合から療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療 養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送 費の支給を受けることができる。
- 2 前項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険 外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給は、次の 各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。
 - (1) 当該疾病又は負傷につき、健康保険法第5章の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、移送費の支給、家族療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給又は家族移送費の支給を受けることができるに至つたとき。
 - (2) その者が、第6条第1号から第6号まで、第8号、第9号又は第11号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - (3) その者が、当該疾病又は負傷につき、他の市町村又は組合から療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けることができるに至つたとき。

- (4) 被保険者の資格を喪失した日から起算して6箇月を経過したとき。
- 3 第1項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給は、当該疾病又は負傷につき、健康保険法第5章の規定による特別療養費の支給又は移送費の支給若しくは家族移送費の支給を受けることができる間は、行わない。
- 4 第1項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給又は特別療養費の支給は、当該疾病又は負傷につき、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

標準処	D理 其	朋間	90日					
備考								
	l							
設定	年月	1 日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	高額療養費の支給
法 令 名 根 拠 条 項	国民健康保険法 第57条の2第1項
法令番号	昭和33年法律第192号

【基準】

法第57条の2第1項の規定による。

(高額療養費)

- 第57条の2 市町村及び組合は、療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養(食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。)に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第56条第2項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額(次条第1項において「一部負担金等の額」という。)が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第56条第2項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。
- 2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

標準処理期間 30日

備考

処分の概要	食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定	
法 令 名根 拠条項	国民健康保険法施行規則 第26条の3第2項	
法令番号	昭和33年厚生省令第53号	

【基準】

省令第26条の3第1項から第4項までの規定による。

(食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定)

- 第26条の3 市町村又は組合は、被保険者が、令第29条の3第1項第5号イ及び口の区分に従い、 それぞれ同号イ及び口に定める者(第3項第1号において「食事療養減額認定世帯員」とい う。)の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1 号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第 2項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康 保険法施行規則第58条第1号の規定による市町村又は組合の認定(第27条の14の2及び第27 条の14の5に規定する認定を除く。以下この条及び次条において「認定」という。)を行わな ければならない。
- 2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による食事療養標準負担額減額認定証(以下「食事療養減額認定証」という。)の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、食事療養減額認定証を当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。
 - (1) 市町村 様式第1号の6による食事療養標準負担額減額認定証
 - (2) 組合 様式第1号の6の2による食事療養標準負担額減額認定証
- 3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により食事療養減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、遅滞なく、食事療養減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。
 - (1) 食事療養減額認定世帯員のいずれかが前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1号に定める者でなくなつたとき。
 - (2) 食事療養減額認定証の有効期限に至つたとき。
- 4 第7条の2(第3項ただし書を除く。)の規定は、食事療養減額認定証の検認及び更新について 準用する。

標準処理期間	7日
備考	

処分の概要	食事療養標準負担額減額の特例	
法 令 名 根 拠 条 項	国民健康保険法施行規則 第26条の5第1項	
法令番号	昭和33年厚生省令第53号	

【基準】

省令第26条の5の規定による。

(食事療養標準負担額の減額に関する特例)

- 第26条の5 市町村又は組合は、被保険者が、保険医療機関において、前条の認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の食事療養標準負担額を支払つた場合において、当該確認を受けなかつたことがやむを得ないものと市町村又は組合が認めるときは、当該食事療養について支払つた食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたならば支払うべき食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費として支給することができる。
- 2 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、前項の規定による給付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。
 - (1) 食事療養を受けた被保険者の氏名、生年月日及び個人番号
 - (2) 食事療養を受けた保険医療機関の名称及び所在地
 - (3) 食事療養について支払つた食事療養標準負担額
 - (4) 食事療養を受けた被保険者の入院期間
 - (5) 前条の認定を受けていることの確認を受けなかつた理由
 - (6) 被保険者記号・番号
- 3 前項の申請書には同項第3号に掲げる費用の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

標準処理期間 7日

備考

処分の概要	特定疾病に係る市町村又は組合の認定
法 令 名根 拠条項	国民健康保険法施行令 第29条の2第8項
法令番号	昭和33年政令第362号

【基準】

政令第29条の2第8項の規定による。

(月間の高額療養費の支給要件及び支給額)

第29条の2

8 被保険者が健康保険法施行令第41条第9項に規定する厚生労働大臣の定める疾病に係る療養(食事療養及び生活療養を除く。)を受けた場合において、当該療養を受けた被保険者が厚生労働省令の定めるところにより市町村又は組合の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等につき受けた当該療養に係る第1項第1号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

省令第27条の13第1項及び第2項の規定による。

(特定疾病に係る市町村又は組合の認定)

- 第27条の13 令第29条の2第8項の規定による市町村又は組合の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した特定疾病認定申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。
 - (1) 認定を受けようとする被保険者の氏名、生年月日及び個人番号
 - (2) 認定を受けようとする被保険者のかかつている令第29条の2第8項に規定する疾病の 名称
 - (3) 被保険者記号・番号
- 2 前項の申請書には、同項第2号に掲げる疾病にかかつていることに関する医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかつていることを証する書類を添付しなければならない。

健康保険法施行令第41条第9項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病(昭和59年厚生省告示第156号)参照

標準処理期間	7日
備考	

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	----------	---------	---	---	---	--

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	児童手当の受給資格、額の認定
法 令 名 根 拠 条 項	児童手当法 第7条第1項及び第2項
法令番号	昭和46年法律第73号

【基準】

法第4条及び第5条の規定による。

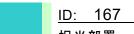
(支給要件)

第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- (1) 次のイ又は口に掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと 生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、そ の未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であつて、日本国内に 住所(未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。)を有す るもの
 - イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(施設入所等児童を除く。 以下この章及び附則第2条第2項において「中学校修了前の児童」という。)
 - ロ 中学校修了前の児童を含む2人以上の児童(施設入所等児童を除く。)
- (2) 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。)のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの(当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。)
- (3) 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの
- (4) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所等児童(以下「中学校修 了前の施設入所等児童」という。)が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者 若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児 入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、 更生施設、日常生活支援住居施設若しくは婦人保護施設(以下「障害児入所施設等」とい う。)の設置者
- 2 前項第1号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見 人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持 する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 3 第1項第1号又は第2号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか1の者が当該児童と同居している場合(当

該いずれか1の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。)は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

- 第5条 児童手当(施設入所等児童に係る部分を除く。)は、前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の前年の所得(1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。)並びに同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第1号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。
- 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。



担当部署: 福祉健康課

処分の概要	児童手当の増額改定
法 令 名 根 拠 条 項	児童手当法 第9条第1項
法令番号	昭和46年法律第73号

【基準】

法第9条の規定による。

(児童手当の額の改定)

- 第9条 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至つた場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。
- 2 前条第3項の規定は、前項の改定について準用する。
- 3 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至つた場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

標準処理期間 30 日

備考

処分の概要	市民農園の開設の認定
法 令 名根 拠条項	市民農園整備促進法 第7条第1項
法令番号	平成2年法律第44号

【基準】

法第7条第3項の規定による。

(市民農園の開設の認定)

第7条

- 3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。
 - (1) 整備運営計画の内容が基本方針に適合するものであること。
 - (2) 市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園の用に供する農地及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であること。
 - (3) 市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の位置及び規模からみて、周辺の道路、下水道等の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれがなく、かつ、周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。
 - (4) 利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。
 - (5) 前項第5号から第8号までに掲げる事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであること。
 - (6) その他政令で定める基準に適合するものであること。

政令第4条の規定による。

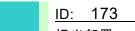
(市民農園の開設の認定の基準)

- 第4条 法第7条第3項第6号の政令で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 申請の手続又は整備運営計画の内容が法令に違反するものでないこと。
 - (2) 市民農園の用に供する農地が法第2条第2項第1号イに掲げる農地である場合にあっては、当該農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと。

市民農園整備促進法の運用について(平成2年9月20日・2構改B第982号・建設省経民発第41号・建設省都公緑発第108号)参照

標準処理期間	90日
備考	

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	



担当部署: 産業課

処分の概要	市民農園整備運営計画の変更の認定
法 令 名根 拠条項	市民農園整備促進法 第7条第5項
法令番号	平成2年法律第44号

【基準】

法第7条第1項(市民農園の開設の認定)と同様に法第7条第3項の規定による。 (市民農園の開設の認定)

第7条

- 3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該当す ると認めるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。
 - (1) 整備運営計画の内容が基本方針に適合するものであること。
 - (2) 市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園の用に供する農地 及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であること。
 - (3) 市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の位置及び規模からみて、周辺の道路、 下水道等の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれがなく、かつ、周辺の地域におけ る営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。
 - (4) 利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。
 - (5) 前項第5号から第8号までに掲げる事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な 利用を確保するために有効かつ適切なものであること。
 - (6) その他政令で定める基準に適合するものであること。

政令第4条の規定による。

(市民農園の開設の認定の基準)

- 第4条 法第7条第3項第6号の政令で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 申請の手続又は整備運営計画の内容が法令に違反するものでないこと。
 - (2) 市民農園の用に供する農地が法第2条第2項第1号イに掲げる農地である場合にあって は、当該農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと。

市民農園整備促進法の運用について(平成2年9月20日・2構改B第982号・建設省経民発第41 号·建設省都公緑発第108号)参照

標準処理期間	90日					
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	———— 年	 月	日	



<u>ID: 174</u>

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	学校施設利用の許可
法 令 名 根 拠 条 項	社会教育法 第45条第1項
法令番号	昭和24年法律第207号

【基準】

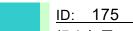
法第45条の規定による。

(学校施設利用の許可)

- 第45条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可 を受けなければならない。
- 2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

標準処理期間	7日
備考	

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	



担当部署: 建設課

処分の概要	特殊車両の通行認定
法 令 名 根 拠 条 項	車両制限令 第12条
法令番号	昭和36年政令第265号

【基準】

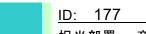
政令第12条の規定による。

(特殊な車両の特例)

第12条 幅、総重量、軸重又は輪荷重が第3条に規定する最高限度をこえず、かつ、第5条から 第7条までに規定する基準に適合しない車両で、当該車両を通行させようとする者の申請に より、道路管理者がその基準に適合しないことが車両の構造又は車両に積載する貨物が特 殊であるためやむを得ないと認定したものは、当該認定に係る事項については、第5条から 第7条までに規定する基準に適合するものとみなす。ただし、道路管理者が運転経路又は運 転時間の指定等道路の構造の保全又は交通の安全を図るため必要な条件を附したときは、 当該条件に従つて通行する場合に限る。

標準処理期間 30日

備考



処分の概要	農用地の保全等に関する協定の認定
法 令 名根 拠条項	集落地域整備法 第8条第1項
法令番号	昭和62年法律第63号

【基準】

法第9条第1項の規定による。

(協定の認定等)

- 第9条 市町村長は、前条第1項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。
 - (1) 申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。
 - (2) 協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。
 - (3) 協定の内容が集落農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日 令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	
----------------	---------	---	---	---	--

 処分の概要
 浄化槽清掃業の許可
 法 令 名 根 拠 条 項
 浄化槽法 第35条
 法 令 番 号 昭和58年法律第43号

【基準】

法第36条の規定による。

(許可の基準)

- 第36条 市町村長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認める ときでなければ、同項の許可をしてはならない。
 - (1) その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
 - (2) 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行 を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
 - ロ 第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない 者
 - ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第41条第2項の規定により許可を取り消された 場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた 者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
 - ニ 第41条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の 理由がある者
 - へ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定、第7条の2第1項の規定若しくは同法第16条の規定(一般廃棄物に係るものに限る。)又は同法第7条の3の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
 - ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定により許可を取り消され、その 取消しの日から2年を経過しない者
 - チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)で法人であるものが同法第7条の4の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
 - リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその 法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの
 - ヌ 法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの

標準処理期間

30日

備考

木曽岬町 法適用申請に対する処分個票

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	 月	月	

担当部署: 総務政策課

処分の概要	職員団体等の規約の認証
法 令 名根 拠条項	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 第5条
法令番号	昭和53年法律第80号

【基準】

法第5条の規定による。

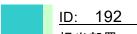
(認証)

- 第5条 認証機関は、前条の規定による申請があつた場合において、当該規約が次の各号に掲 げる要件に該当するときは、次条の規定により認証を拒否する場合を除き、命令で定めると ころにより、当該規約を認証し、当該職員団体等にその旨を通知しなければならない。
 - (1) 少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
 - イ 名称
 - ロ 目的及び業務
 - ハ 主たる事務所の所在地
 - ニ 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する事項
 - ホ 重要な財産の得喪その他資産に関する事項
 - へ 理事その他の役員に関する事項
 - ト 業務執行、会議及び投票に関する事項
 - チ 経費及び会計に関する事項
 - リ 規約の変更に関する事項
 - ヌ 解散に関する事項
 - (2) 規約の変更、役員の選挙及び解散が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する 直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によ つて決定される旨の手続が定められていること。ただし、連合団体でない職員団体等で全 国的規模をもつもの又は連合団体である職員団体等にあつては、すべての構成員が平等 に参加する機会を有する地域若しくは職域ごと又は構成団体ごとの直接かつ秘密の投票 による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有 する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数) によつて決定される旨の手続が定められていることをもつて足りる。
 - (3) 会計報告は、構成員によつて委嘱された公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人の監査証明とともに少なくとも毎年1回構成員に公表されることとされていること。

標準処理期間	60日
--------	-----

備考

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	日



担当部署: 建設課

処分の概要	測量標識移転の承認
法 令 名 根 拠 条 項	新住宅市街地開発法 第34条の2第2項
法令番号	昭和38年法律第134号

【基準】

法第34条の2の規定による。

(測量のための標識の設置)

- 第34条の2 新住宅市街地開発事業を施行しようとする者又は施行者は、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、国土交通省令で定める標識を設けることができる。
- 2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

標準処理期間 30 日

備考

担当部署: 建設課

処分の概要	現施行中事業地内での事業実施の同意
法 令 名 根 拠 条 項	新住宅市街地開発法 第36条第1項
法令番号	昭和38年法律第134号

【基準】

法第36条第1項の規定による。

(新住宅市街地開発事業の引継ぎ)

- 第36条 現に施行されている新住宅市街地開発事業の事業地となつている区域については、 その施行者の同意を得なければ、その施行者以外の者は、新住宅市街地開発事業を施行する ことができない。
- 2 現に施行されている新住宅市街地開発事業の事業地となつている区域について、前項の同意を得て、新たに施行者となつた者がある場合においては、その新住宅市街地開発事業は、新たに施行者となつた者に引き継がれるものとする。
- 3 前項の規定により新住宅市街地開発事業を引き継いで施行することとなつた施行者は、引き継がれることとなつた施行者が新住宅市街地開発事業の施行に関して有していた権利義務(その者がその施行する新住宅市街地開発事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。
- 4 第2項の場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により従前の施行者 がした処分、手続その他の行為は、新たに施行者となつた者がしたものとみなし、従前の施 行者に対してした処分、手続その他の行為は、新たに施行者となつた者に対してしたものと みなす。

標準処理期間 30日

備考

	設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	
--	-------	----------	---------	---	---	---	--



処分の概要特用林の指定法 令 名 根拠条項森林法 第10条の8第1項第7号法 令 番 号昭和26年法律第249号

【基準】

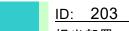
法第10条の8第1項第7号の規定による。

(伐採及び伐採後の造林の届出等)

- 第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。(1)~(6) 略
 - (7) 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外 の森林(次号において「普通林」という。)であつて、立木の果実の採取その他農林水産省 令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基 づき指定したものにつき伐採する場合

標準処理期間 15日

備考



処分の概要自家用林の指定法 令 名 根拠条項森林法 第10条の8第1項第8号法 令 番 号昭和26年法律第249号

【基準】

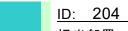
法第10条の8第1項第8号の規定による。

(伐採及び伐採後の造林の届出等)

- 第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。(1)~(7) 略
 - (8) 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合

標準処理期間 15日

備考



処分の概要	施業実施協定の認可
法 令 名根 拠条項	森林法 第10条の11第1項
法令番号	昭和26年法律第249号

【基準】

法第10条の11第1項及び第10条の11の4第1項の規定による。

(施業実施協定)

- 第10条の11 市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの(以下 この項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、 当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定(以下「施業実施協定」とい う。)であつて当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びその ために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。
 - (1) 地域森林計画の対象となつている森林であること。
 - (2) 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが 相当と認められる森林であること。

(施業実施協定の認可)

- 第10条の11の4 市町村の長は、第10条の11第1項又は第2項の認可の申請が次の各号の全てに 該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。
 - (1) 申請の手続又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。
 - (2) 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。
 - (3) 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。

標準処理期間	15日
備考	



処分の概要	施業実施協定の変更の認可
法 令 名 根 拠 条 項	森林法 第10条の11の5第1項
法令番号	昭和26年法律第249号

【基準】

準用する法第10条の11第1項(施業実施協定の認可)と同様に法第10条の11第1項及び第10条の11の4第1項の規定による。

(施業実施協定)

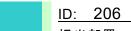
- 第10条の11 市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの(以下この項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定(以下「施業実施協定」という。)であつて当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。
 - (1) 地域森林計画の対象となつている森林であること。
 - (2) 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが 相当と認められる森林であること。

(施業実施協定の認可)

- 第10条の11の4 市町村の長は、第10条の11第1項又は第2項の認可の申請が次の各号の全てに 該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。
 - (1) 申請の手続又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。
 - (2) 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。
 - (3) 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。

標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	最終変更年月日	年	月	日	
------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	施業実施協定の廃止の認可
法 令 名根 拠条項	森林法 第10条の11の7第1項
法令番号	昭和26年法律第249号

【基準】

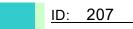
法第10条の11の7第1項の規定による。

(施業実施協定の廃止)

第10条の11の7 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動 法人等は、第10条の11第1項若しくは第2項又は第10条の11の5第1項の認可を受けた施業実 施協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町 村の長の認可を受けなければならない。

標準処理期間 15日

備考



処分の概要	森林経営計画の認定
法 令 名根 拠条項	森林法 第11条第5項
法令番号	昭和26年法律第249号

【基準】

法第11条第5項の規定による。

(森林経営計画)

第11条

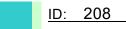
- 5 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の 内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定を するものとする。
 - (1) 第2項第1号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るため に有効かつ適切なものであること。
 - (2) 第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。
 - イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準
 - ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を 特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実 施に関する基準
 - (3) 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。
 - (4) 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。
 - (5) 第2項第4号又は第8号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第21条第2項第1号又は第3号に該当するものであること。
 - (6) 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、第2項第7号の鳥獣害の防止の方法が農林水産省令で定める鳥獣害の防止の方法に関する基準に適合していること。
 - (7) 当該森林経営計画に第3項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。
 - (8) 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。

標準処理期間

20日

木曽岬町 法適用申請に対する処分個票

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	 月	月	



処分の概要 森林経営計画の変更認定
 法 令 名 根 拠 条 項
 法 令 番 号 昭和26年法律第249号

【基準】

法第11条第5項(森林経営計画の認定)と同様に法第11条第5項の規定による。 (森林経営計画)

第11条

- 5 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の 内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定を するものとする。
 - (1) 第2項第1号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。
 - (2) 第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。
 - イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準
 - ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を 特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実 施に関する基準
 - (3) 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。
 - (4) 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。
 - (5) 第2項第4号又は第8号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第21条第2項第1号又は第3号に該当するものであること。
 - (6) 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、第2項第7号の鳥獣害の防止の方法が農林水産省令で定める鳥獣害の防止の方法に関する基準に適合していること。
 - (7) 当該森林経営計画に第3項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。
 - (8) 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。

標準処理期間

20日

木曽岬町 法適用申請に対する処分個票

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	